

研究ノート

婚姻・離婚の分析における発生年齢について

—同居時・別居時年齢と届出時年齢—

別府 志海

人口動態統計が扱っている婚姻・離婚年齢は、年内届出分のみを対象に同居時・別居時の年齢で表章されており、実質的な結婚生活の開始時・終了時の年齢が把握できる一方で、年内届出分以外の件数をどのように統計に反映させるかなどの問題点を有している。

同居時・別居時年齢による初婚・再婚・離婚の年齢パターンは、届出遅れ補正の有無や補正の方法による影響を受ける。他方、届出時年齢であればこれらの問題は生じない。届出遅れを補正した同居時・別居時年齢の年齢パターンと届出時年齢の年齢パターンは50歳以下の部分ではかなり近似しており、実態分析においても届出時の年齢を用いた分析がある程度有効である。

同居時・別居時年齢と届出時年齢は結婚・離婚を分析する上で共に重要であり、婚姻・離婚年齢について分析する際は、これら2通りの年齢定義による集計・分析を行い、両者の比較検討を基本とすることが望まれる。

1. はじめに

人口動態統計における婚姻¹⁾・離婚の統計は婚姻届および離婚届に基づき作成されるが、婚姻・離婚年齢については年内に届出されたもののみを対象とし、同居時・別居時の年齢で表章されている。そのためもあって、結婚の分析はもっぱら同居時・別居時年齢が用いられている。届出時年齢を用いた分析や両者の比較は石川(1995)などが行っているにすぎない。しかし人口動態統計が届出に基づいた統計である以上、同居時・別居時による年齢だけでなく届出時の年齢による表章も必要と考える。なお、届出時年齢による婚姻・離婚件数は年報には掲載されていないが、保管統計表から得ることができる²⁾。

そこで本稿では同居時・別居時年齢と届出時年齢のそれぞれについて、分析に用いる際の利点と問題点を整理し、年齢別の年内届出状況を分析した後、同居時・別居時年齢と届出時年齢によりどの程度の相違が生じているかを検証する。

1) 本稿の分析対象は婚姻、すなわち法律上の結婚を扱っている。なお、婚姻は初婚と再婚から成る。

2) 人口動態統計には、年報に掲載されない統計表が厚生労働省統計情報部に保管統計表としてあり、閲覧が可能である。届出時の年齢別初婚・再婚および離婚件数は1955年の年報に、1979年以降は保管統計表に表章されている。

2. 同居時・別居時年齢と届出時年齢

結婚および離婚の年齢として同居時・別居時年齢を用いる利点は、同居・別居の開始から届出までの経過年数にかかわらず、実質的な結婚生活の開始時もしくは終了時の年齢が把握できる点である。また1947年以降の人口動態統計は、結婚および離婚の年齢別統計をこの定義に統一して表章しており、戦後に関する限りは統計を得やすい³⁾。

一方、同居時・別居時年齢を用いる問題点は大きく3点を指摘できる。第1は、同居・別居の開始年に届出なかった結婚・離婚のうち翌年以降に届出た件数（以下、これを届出遅れという）をどのように統計に反映させるかである。定義通りに統計を作成するのであれば、これらの届出遅れ件数を加えた統計を表章しなければならない。しかし、届出遅れ件数を加えた統計を作成することは、新しい統計が出る度に過去の婚姻および離婚の件数が改訂されることになり煩雑になる。このため人口動態統計が扱う婚姻・離婚の年齢別統計では、婚姻については当該年に届出た夫婦のうち年内に同居を開始した夫婦について、離婚についても当該年に届出た夫婦のうち年内に別居を開始した夫婦についてのみ表章している。この扱いのため、人口動態統計に表章される婚姻および離婚の年齢別件数は、ある年次に同居・別居を開始した婚姻・離婚の総件数だけでなく、それらのうちで年内に届出をする率（年内届出率）の影響を受けることになる。また、同居もしくは別居の開始年次別の年齢別婚姻・離婚件数を用いるためには年齢別の届出遅れ件数を加える作業が必要となるが、届出遅れについての詳細な統計は公表されておらず⁴⁾、届出遅れを補正した場合でも、その補正方法によって分析結果に影響を受ける可能性がある。特に届出遅れのデータが得られない同居時・別居時年齢による婚姻・離婚件数を用いる際は、出てくるであろう年齢別の届出遅れ件数について何らかの仮定をおいて別途推計することが必要となる。

第2に、同居や別居の開始時点という項目が申告者による主観的な事項であるため、それに基づく年齢が信頼性に欠ける可能性がある。また同居・別居の開始時点が不明瞭な場合もあり得る。第3に、婚姻届および離婚届の提出には同居や別居の開始が必要条件ではないため、これらを伴わない婚姻や離婚、つまり前述の届出遅れと逆の現象が存在する。届出時において実質的な結婚生活の開始や終了が存在しない場合、人口動態統計では婚姻届および離婚届の届出時点をもって同居もしくは別居の開始時点と見なしている。したがって同居時・別居時年齢の場合、年齢の扱いについて同居・別居の開始時点と届出時点の2種類が混在していることになる。

この様に、人口動態統計における婚姻・離婚の年齢別統計を同居時・別居時年齢により扱うことには、利用する上で多くの制約が存在している。

一方、届出時年齢を用いる利点として、婚姻・離婚は届が受理された時点で成立することから、上述の同居時・別居時年齢による集計と異なり、届出遅れの問題が発生しない。

3) 戦前の人口動態統計は届出時の年齢により表章されており、時系列で比較を行う際は注意が必要である。

4) 保管統計表において、男女各歳別届出遅れ件数が初婚・再婚については1979年以降、離婚については1981年以降、過去4年間分まで表章されている。なお、過去5年以後の年齢別届出遅れ件数、ならびに届出遅れを合計した年齢別の同居・別居年次別件数は得られない。

したがって婚姻・離婚件数の過小評価や、年内届出率による偏りの影響などを受けず、主観的要素も排除できる。

他方、届出時年齢を用いる問題点は、第1に実質的な結婚生活を開始もしくは終了した年齢についてのものではなく、したがって結婚や離婚の実態を把握できない点がある。第2に戦前の人口動態統計は届出時年齢により表章されていたが、前述のように戦後の統計は同居時・別居時年齢で表章を行っているため、データの得られる年次が限られてしまう。第3は、本人もしくは夫婦の都合により届出の時期が変動する影響を排除できないことである。

以上のように、結婚年齢および離婚年齢についてそれぞれの定義には利点と問題点があり、一概にどちらの定義が優れているとはいえない。しかしながら同居時・別居時の年齢を扱う場合には必然的に届出遅れの問題が発生するのに対し、届出時の年齢を扱う場合には届出遅れの問題が存在しないという相違は大きい。

3. 届出件数に占める年内の届出

ある年次に同居・別居を開始した婚姻・離婚件数の総数は、届出遅れが存在するため不明である。そこで近似的にある年次に届出された婚姻・離婚件数の総数に占める割合（年内届出割合）を図1および図2に示した。これらの図から、特に戦後間もない1950～60年代において、同居や別居を開始して数年後に届出するという夫婦は少なくなかったことが分かる。ただし届出までに5年以上かかる婚姻は稀で、1950年代でも届出総数に対する5年以上の届出遅れの割合はわずか3～4%であり、1970年代以降は1%前後の水準にある。離婚の届出遅れは婚姻に比べ若干多く、1960年代に1割近くにまで上昇したが、1980年代以降は6%前後で推移している。したがって大半は4年以内に届出されているといえる。このことは、前述の保管統計表からは過去4年間の届出遅れまでしか情報が得られないものの、それでも相当程度まで届出遅れを補正することができることを示唆している。

また、図3は、初婚・再婚および離婚のそれぞれについて、届出の総数に占める年内届出の割合を示したものである。初婚・再婚および離婚のいずれにおいても、年内届出割合は長期的にみて上昇傾向にあるものの、その変化の程度はそれぞれ異なる。初婚の年内届出割合は1950年代から1970年代前半にかけて大きく上昇し、近年になって若干低下傾向にありながらも9割程度の水準にある。これに対し再婚の年内届出割合は1960年代までは上昇幅が大きかったものの、その後の上昇は小幅であり、近年でも8割を若干下回る状況である。離婚の年内届出割合は1950年代から1960年代前半にかけて一旦低下し、その後には上昇傾向へと転じているが、その水準は初婚・再婚に比べ低い。したがって、特に再婚および離婚を分析する際には、届出遅れの動向について注意をする必要がある。

図1 婚姻の届出総数に占める同居から届出までの期間別割合：1947～2005年

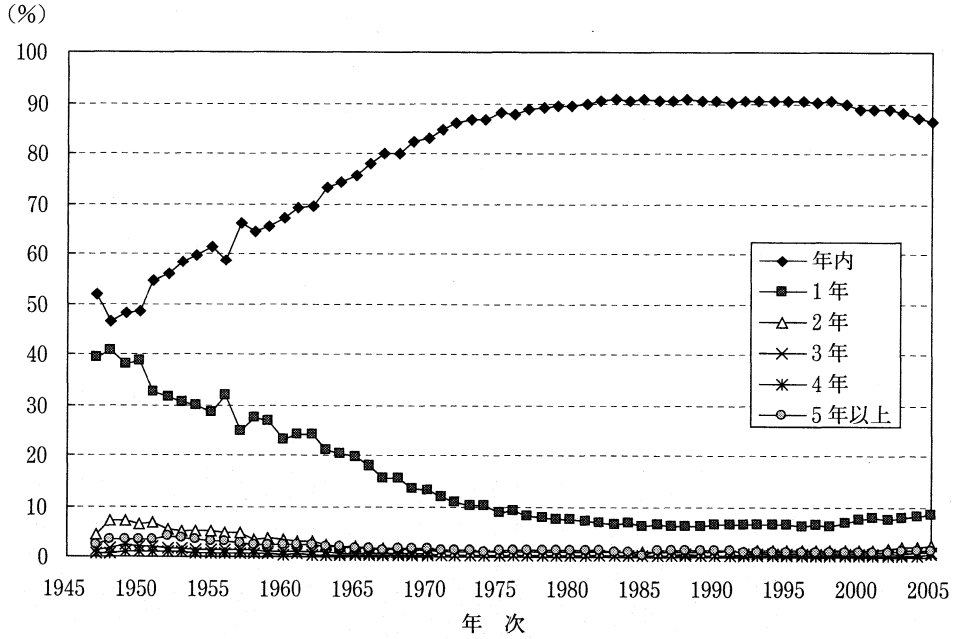


図2 離婚の届出総数に占める別居から届出までの期間別割合：1950～2005年

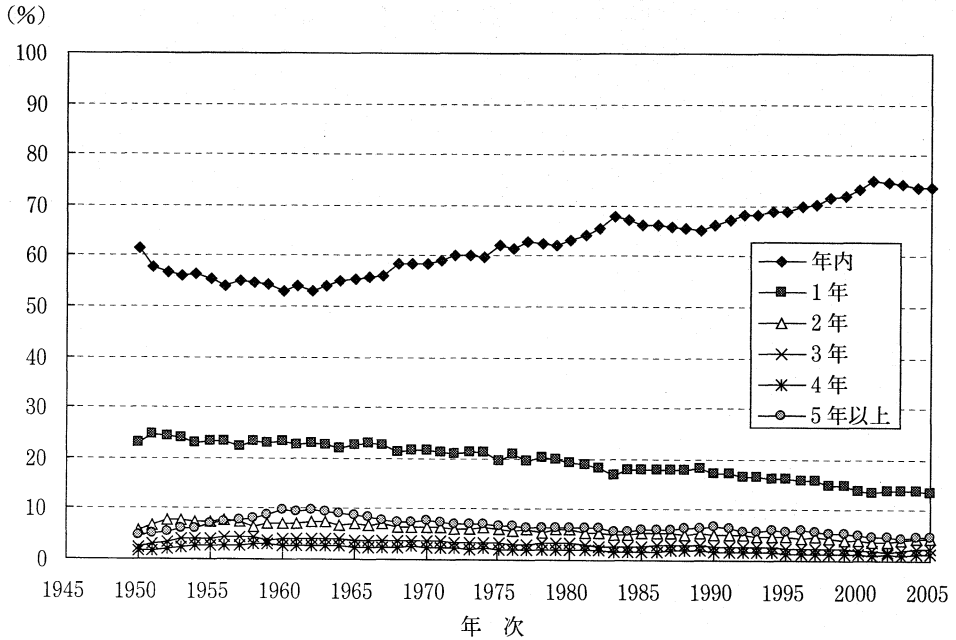
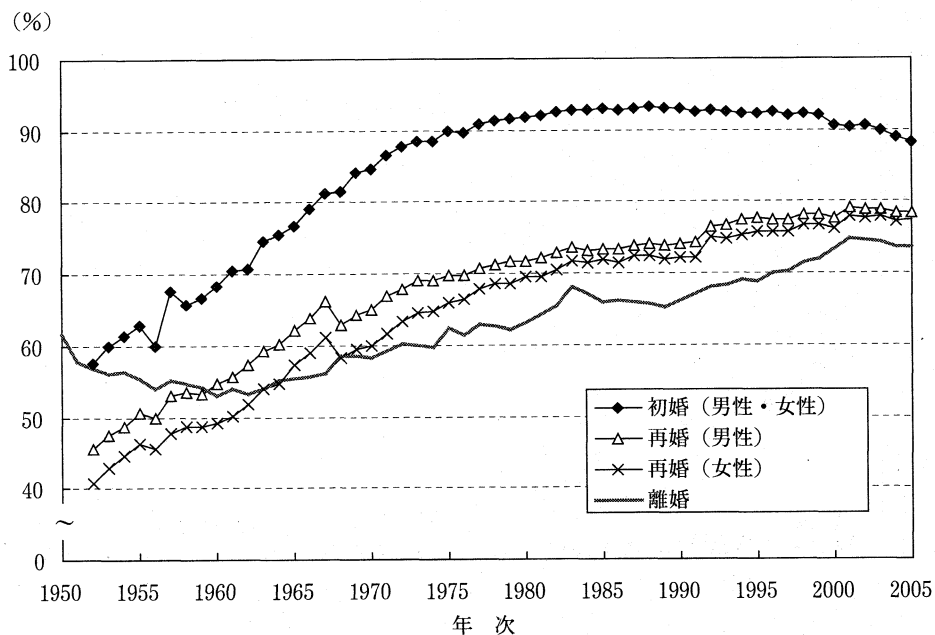


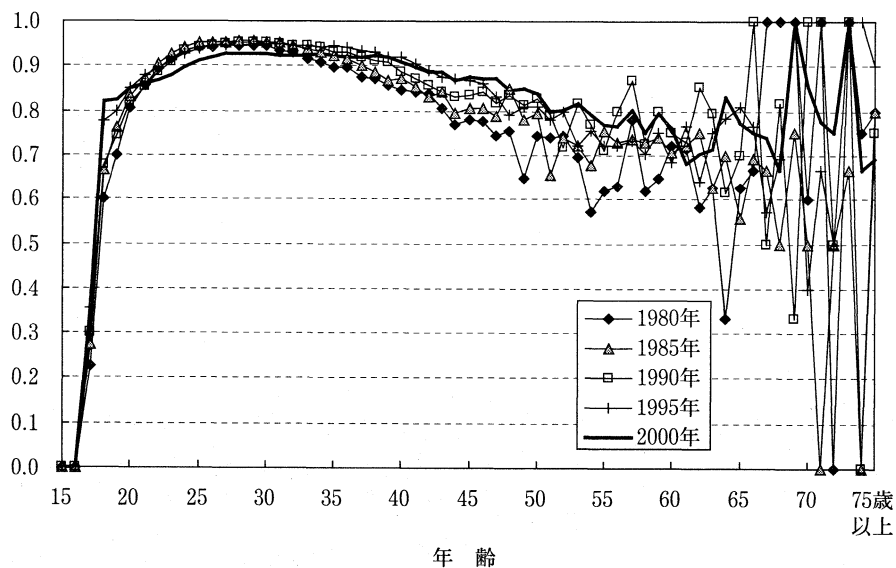
図3 初婚・再婚および離婚の届出総数に占める年内届出割合：1950～2005年



以上の分析は年齢総数についてのものであるが、年齢によっても届出状況は大きく異なる。そこで保管統計表から得られる同居もしくは別居開始後4年までに届出した婚姻・離婚件数に占める、年内届出の婚姻・離婚件数の割合の推移を示したのが図4～6である。先に図3で確認したように、初婚・再婚および離婚により年内の届出状況が大きく異なるため、ここでもそれぞれ分けて観察する。

図4 同居開始年別にみた年齢別届出遅れ4年までの初婚数に占める年内届出割合：1980～2000年

(1) 男性



(2) 女性

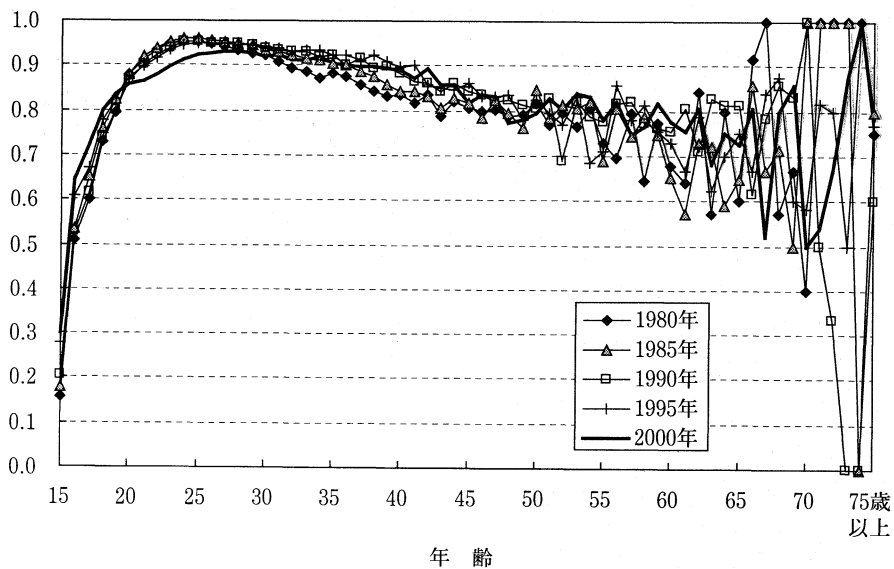
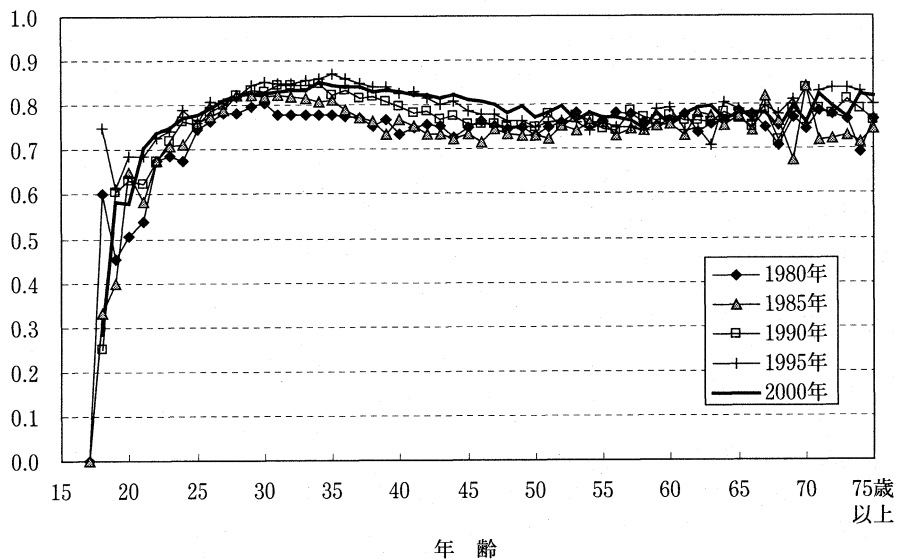


図5 同居開始年別にみた年齢別届出遅れ4年までの再婚数に占める年内届出割合：1980～2000年

(1) 男性



(2) 女性

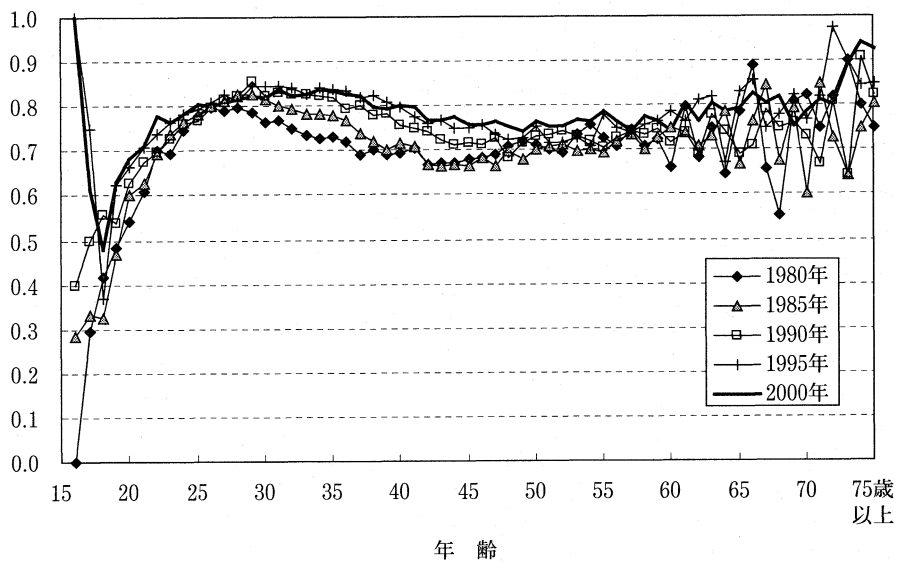
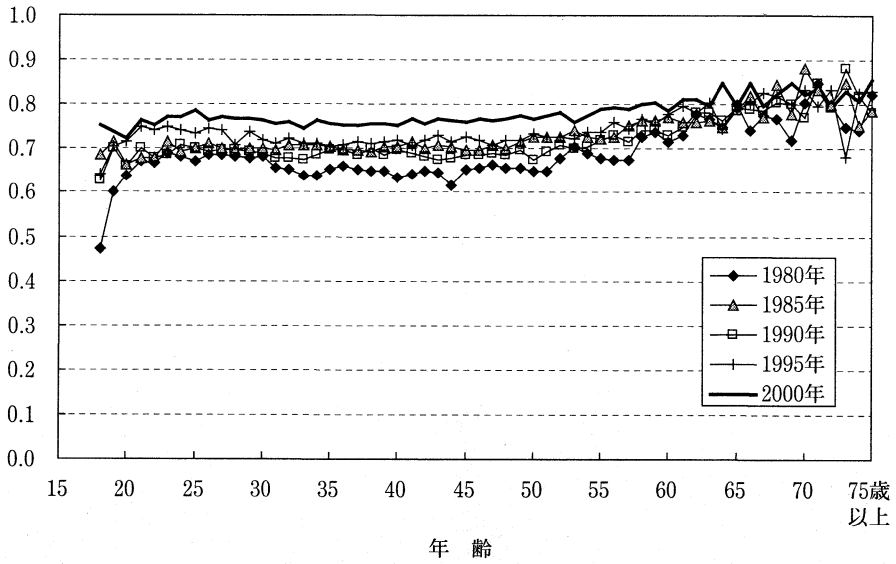
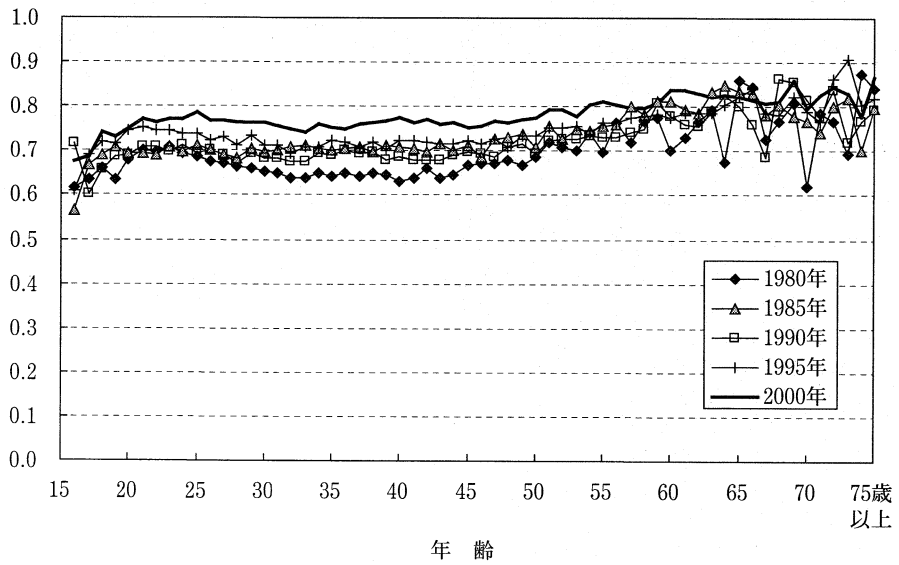


図6 別居開始年別にみた年齢別届出遅れ4年までの離婚数に占める年内届出割合：1980～2000年

(1) 男性



(2) 女性



まず初婚についてであるが、1980年以降における年齢総数についての同指標は9割近い水準にあるものの、図4をみると年齢により届出の状況が大きく異なることが分かる。20歳代では9割を超える水準にある一方、40歳以上になると年内の届出割合が8割程度にまで低下する。また10歳代においては顕著に水準が低い。こうした年齢別の傾向は男女に共通である。時系列でみると、20歳代の届出割合が若干の低下傾向にあるのに対し、30歳代から40歳代では逆に上昇傾向がみられる。

次に図5の再婚についてみると、初婚に比べ多くの年齢において年内の届出割合は低下する。年齢別の傾向をみると、20歳代前半までの若年齢部分では顕著に水準が低く、一方で他の年齢は7割から8割の水準である。また、女性の年内届出割合は特に30歳代半ば～50歳代において、男性に比べ低くなっている。これは、女性の再婚者は男性の再婚者に比べ相手が初婚である割合が低いことが影響していると考えられる。時系列で比較をすると、男性では20～40歳代において上昇傾向がみられる。女性ではやや年齢幅が広く、50歳以下の部分を中心に上昇傾向がみられるが、40～50歳代において低下する傾向は維持されている。

図6の離婚の年内届出割合は、初婚・再婚と異なる点がいくつか存在する。まず初婚・再婚は10歳代など若年齢層において年内届出割合が顕著に低いが、離婚では他の年齢とあまり相違がない。また50歳以上の比較的高年齢部分において、年内届出割合が上昇している点も初婚・再婚と異なる。そして50歳以下の部分は年次・年齢を問わず7割前後であり、全体的に平坦な形状である。時系列の変化をみると、図3で示したように年内届出割合は上昇しているが、初婚や再婚が20～40歳代などの比較的若い年齢層で変化しているのに対し、離婚では全年齢がほぼ均一な形で上昇している点が特徴的である。

以上のように、婚姻および離婚の年内届出割合は年次だけでなく年齢によってもその水準が異なっている。

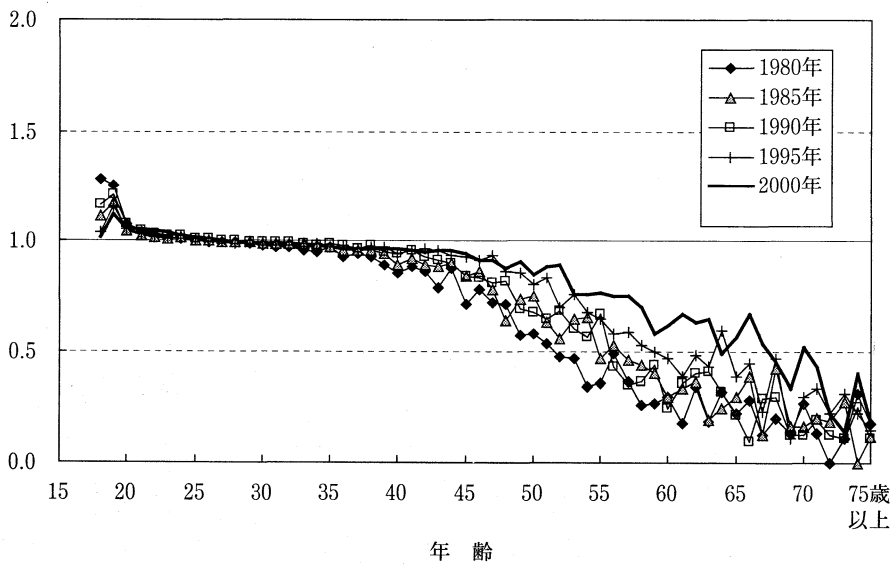
4. 同居時・別居時年齢と届出時年齢による婚姻・離婚件数の比較

届出時年齢と同居時・別居時年齢は、全ての婚姻・離婚が同居・別居を開始した年に届出されていれば完全に一致する。したがって、両者の差異は届出遅れに起因している。では同居時・別居時年齢と届出時年齢による婚姻・離婚件数の相違はどの程度あるだろうか。

図7～9はそれぞれ、届出時年齢による初婚・再婚および離婚の年齢別件数に対し届出遅れを補正した初婚・再婚および離婚の年齢別件数の比（以下、これを届出事実比という）を示したものである。なお、ここでは届出遅れは、保管統計表からデータが得られる4年遅れまでを扱っている。前掲図1および図2で示したように、5年以上の届出遅れは、届出遅れの多かった1950～60年代の離婚でも1割程度である。保管統計表により詳細な分析が可能となる1980年以降になると婚姻は1～2%、離婚は5～6%程度であり、届出遅れ補正を4年間としても全体の分析に与える影響は小さいと考えられる。

図7 年次別にみた年齢別届出件数に対する届出遅れ補正件数の比：初婚

(1) 男性



(2) 女性

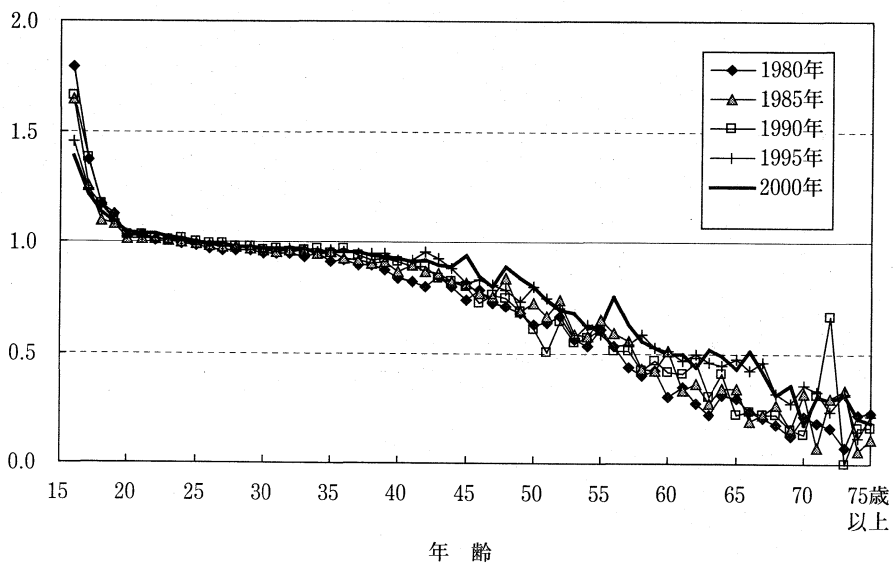
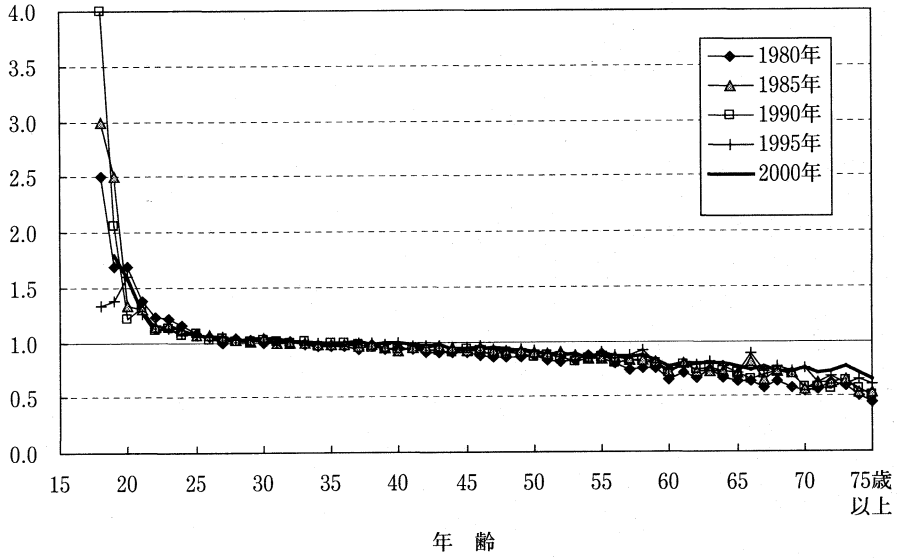


図8 年次別にみた年齢別届出件数に対する届出遅れ補正件数の比：再婚

(1) 男性



(2) 女性

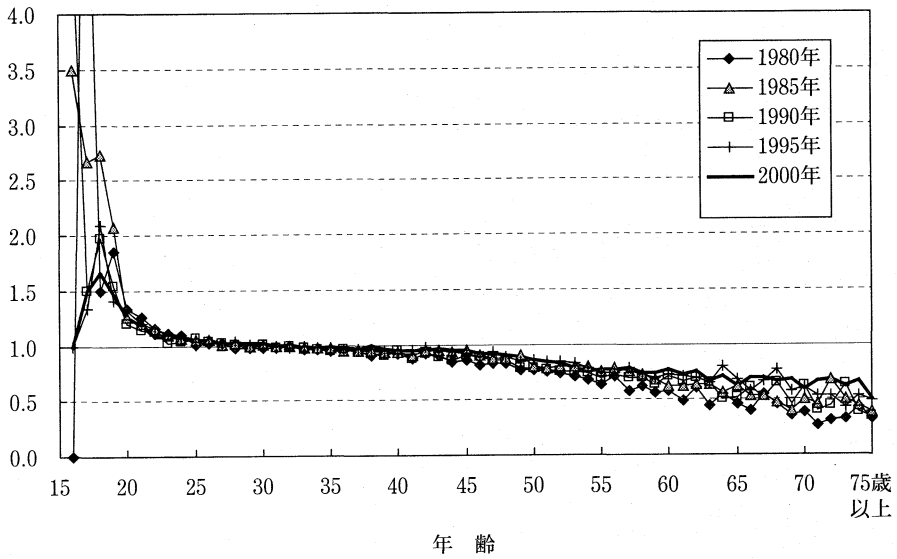
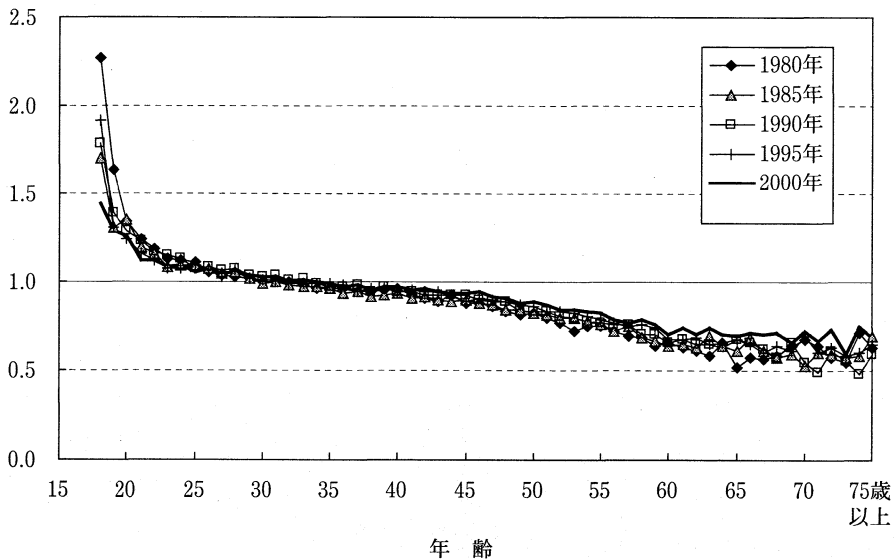


図9 年次別にみた年齢別届出件数に対する届出遅れ補正件数の比：離婚

(1) 男性



(2) 女性

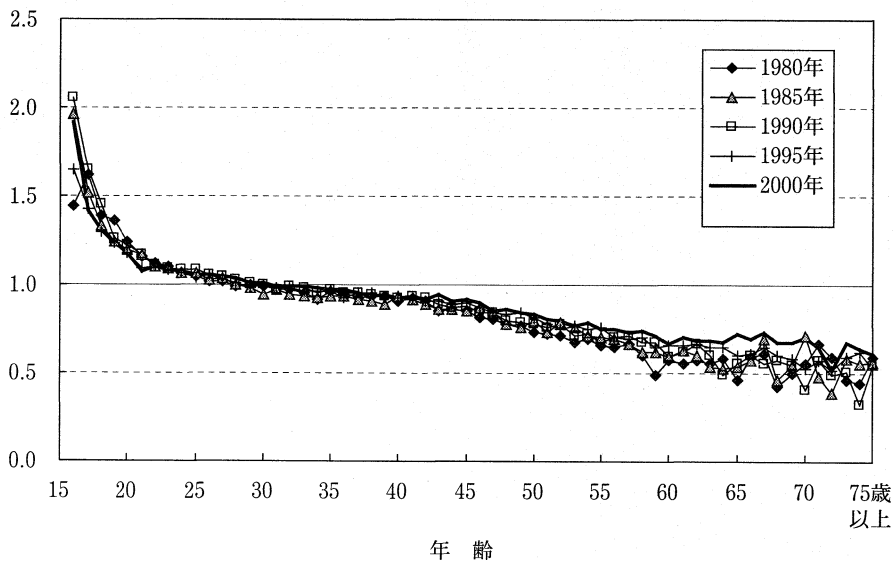


図7～9において、届出事実比が1.0を上回っている場合は、届出遅れによりその年齢層において届出件数よりも同居・別居開始件数が多くなっていることを示している。ただし、同居・別居時の年齢は生年月日から計算されたものであるため、年内の届出であっても届出時の年齢と異なる場合がある。一方、この届出事実比が1.0を下回っている場合は、その年齢層において届出件数よりも同居・別居開始件数が少ない。この理由は大きく二つ考えられる。一つは同居・別居の開始が4年以内に届出されているが届出遅れ期間分だけ年齢が異なるために当該年齢において差が生じている場合、もう一つは届出遅れが4年を超えていて保管統計表からデータが得られず、当該年齢における届出遅れ補正が不完全となっている場合である。特に後者の場合、特定の年齢層において届出遅れが長期となる傾向があると、年齢別の届出遅れ補正は難しくなる。

さて、図7の初婚における同居時年齢と届出時年齢を比較すると、男女とも年齢パターンはほぼ同様であり、10歳代で若干高いが20～40歳はほぼ1.0の水準にある。一方40歳代半ば過ぎから急激に低下しており、60～70歳代はわずか2～3割程度と、再婚・離婚と比べても低い水準である。時系列でみると、男女とも30歳以上における比率が上昇しており、この変化は特に男性で顕著である。この結果、近年では概ね40歳以下であれば同居時年齢と届出時年齢のいずれを用いても、ほとんど変わらなくなっている。逆に50歳以上になると届出時年齢に比べ同居時年齢による初婚件数はかなり少ない。同居時年齢は届出時年齢より常に低いという関係を考えて、特に高齢層では4年を超える長期の届出遅れが多いことが示唆される。

図8の再婚における同居時年齢と届出時年齢の相違の年齢パターンをみると、10歳代において届出事実比が高く、高齢で低下する点は初婚と同様である。しかし、若年齢の水準の高さ、また高くなっている年齢の幅が20歳代前半までとやや広がっている点が初婚と異なる。一方、20歳代後半から45歳付近まではほぼ1.0の水準で安定しており、40歳代半ば過ぎから低下傾向に転じる点は初婚と同様である。ところが、70歳代でも同居時年齢による件数は届出時年齢による件数の6割程度であり、この水準は初婚に比べ高い。このことは高齢者の場合、初婚では長期の届出遅れになる割合が高いが再婚はその割合が低くなることを示唆している。男女間の差をみると、初婚と異なり男性に比べ女性は高齢の年次間変動が大きい。高齢では男性に比べ女性の水準が低いが、この背景には初婚・再婚の組合せや年齢別の組合せが変化していることが考えられる。ただし、既存の公表されている統計からはこれらに関する詳細なデータは得られないため、ここでは可能性を指摘するに留める。

図9の離婚における同居時年齢と届出時年齢の相違をみると、10歳代から20歳代前半までにおいて届出事実比が高い。この年齢層は再婚とほぼ同じであるが、その水準は再婚ほど高くない。20歳代後半から45歳付近まではほぼ1.0の水準で安定しており、40歳代半ば過ぎから低下傾向に転じるという傾向は初婚・再婚と同様である。年次間の変動は男性に比べ女性で大きく、1980年段階では多少みられた男女差が近年ではほとんど存在しない。こうした時系列の変化は再婚のそれと近似している。近年の再婚は95%以上が離別再婚で

あり、離婚行動の変化が再婚行動に大きく影響を与えるためと考えられる。

初婚・再婚および離婚に共通した事象として、若年齢で届出事実比が突出する傾向が認められた。ただしこの年齢層では婚姻・離婚の件数自体は少数に留まっており、分析などへの影響は小さい。他方、高年齢ではいずれも届出事実比が大きく低下するが、高年齢における婚姻・離婚の件数は、初婚は少数であるものの再婚・離婚は必ずしも少数ではない。この年齢層では、長期にわたる届出遅れの割合が高い可能性がある。この場合、既存の統計を用いただけでは同居時および別居時の年齢別婚姻・離婚件数を得ることは難しい。

こうした年齢別の届出遅れ期間の相違は平均年齢にも現れる。表1は、それぞれ同居時・別居時年齢および届出時年齢による初婚・再婚および離婚の平均年齢を比較したものである。初婚は年内届出率が高いために、年内届出に限定した場合と届出遅れの補正をした場合との平均年齢はほとんど同じであった。一方、届出時年齢とは若干の差異が認められる。このことは高年齢の届出において比較的長期の届出遅れが多く発生していることを示している。ただし、1978年以降におけるその差は0.1~0.2歳程度であり、したがって初婚においては婚姻年齢の定義による相違は小さい。

再婚では、届出遅れの補正をした平均年齢は、年内届出に限定した平均年齢に比べ0.2~0.3歳程度高くなっていた。これは同居を開始する年齢により年内届出率が異なることを示している。さらに同居時年齢と届出時年齢で比較すると、届出遅れ補正の有無にかかわらず1歳以上の差異がある年次が多く、特に1955年は2歳以上の差異があった。このことは、特に再婚では分析に同居時を用いるか届出時を用いるか、また届出遅れの補正をするか否かにより、年齢パターンが大きく異なることを示している。

届出遅れの補正をした平均離婚年齢は、年内届出に限定した平均離婚年齢に比べ0.2~0.3歳程度低くなっていた。このことは、4年以内の届出遅れは比較的若い年齢に多いことを示している。同居時年齢と届出時年齢を比較すると、再婚ほどではないが届出遅れ補正の有無にかかわらず1歳以上異なる年次が多い。このことから、再婚・離婚では同居・別居の開始から届出までの期間が長いケースが、特に高年齢に多いことが指摘できる。

1980年から2000年までの時系列の変化をみると、初婚の男女、再婚の女性、離婚の女性では同居時・別居時年齢と届出時年齢、また届出遅れ補正の有無による相違は小さく、時系列の変化幅はわずかであった。ただし再婚の男性および離婚の男性では、同居時・別居時年齢を用いるか届出時年齢を用いるか、また届出遅れの補正を行うかどうかによって時系列の変化幅が0.1~0.2歳異なる。届出遅れ補正の有無を含めいずれの定義により分析を行うかにより、分析結果が影響されることは注意が必要である。

以上のように、同居時・別居時年齢を用いて婚姻・離婚を分析しようとする場合、届出遅れの補正を適切に行わなければ、実態を正しく表すことは難しい。特に中高年齢層では届出遅れが少なからず存在するため、その扱いによって分析結果が異なることも考えられる。また4年間までの届出遅れ分を用いた補正では、特に高年齢における婚姻・離婚件数が過少になる可能性がある。

表1 同居時・別居時年齢および届出時年齢による平均年齢の比較：1955～2005年

年次	初婚						再婚						離婚					
	男性			女性			男性			女性			男性			女性		
	同居時年齢	届出時年齢	届出時年齢	同居時年齢	届出時年齢	届出時年齢	同居時年齢	届出時年齢	届出時年齢	同居時年齢	届出時年齢	届出時年齢	同居時年齢	届出時年齢	届出時年齢	同居時年齢	届出時年齢	届出時年齢
	年内	届出遅れ補正	年内	年内	届出遅れ補正	年内	年内	届出遅れ補正	年内	年内	届出遅れ補正	年内	年内	届出遅れ補正	年内	年内	届出遅れ補正	年内
1955	26.60	-	27.22	23.71	-	24.42	36.99	-	39.43	32.06	-	34.38	34.09	-	35.31	30.18	-	31.39
1978	27.57	27.54	-	25.09	25.09	-	37.88	37.89	-	33.57	33.73	-	35.46	35.52	-	32.77	32.80	-
1979	27.70	27.66	27.85	25.18	25.16	25.40	37.88	37.90	39.23	33.75	33.92	35.13	35.76	35.82	36.82	33.07	33.12	34.11
1980	27.81	27.77	27.95	25.23	25.21	25.45	38.18	38.25	39.48	34.07	34.30	35.40	36.24	36.23	37.24	33.55	33.55	34.54
1981	27.92	27.88	28.06	25.29	25.27	25.49	38.34	38.44	39.60	34.48	34.72	35.75	36.80	36.73	37.72	34.14	34.06	35.05
1982	28.00	27.96	28.14	25.35	25.32	25.53	38.60	38.69	39.87	34.78	34.96	36.13	37.23	37.14	38.14	34.54	34.43	35.43
1983	28.02	27.99	28.15	25.37	25.34	25.55	38.93	39.04	40.08	35.14	35.39	36.34	37.94	37.72	38.68	35.24	35.00	35.98
1984	28.09	28.05	28.21	25.42	25.38	25.60	39.14	39.25	40.32	35.37	35.64	36.58	38.05	37.84	38.81	35.31	35.08	36.08
1985	28.19	28.16	28.32	25.51	25.49	25.69	39.35	39.59	40.51	35.65	36.00	37.01	37.97	37.82	38.88	35.20	35.05	36.12
1986	28.29	28.25	28.42	25.61	25.58	25.79	39.64	39.81	40.86	36.00	36.24	37.30	38.11	37.93	39.07	35.26	35.06	36.24
1987	28.35	28.31	28.48	25.69	25.65	25.87	39.81	40.02	41.00	36.13	36.43	37.44	38.14	37.94	39.14	35.30	35.08	36.30
1988	28.44	28.39	28.57	25.80	25.76	25.96	39.95	40.19	41.22	36.29	36.60	37.64	37.98	37.83	39.02	35.11	34.95	36.16
1989	28.46	28.39	28.59	25.85	25.78	26.01	40.18	40.46	41.44	36.50	36.87	37.85	37.96	37.86	39.07	35.08	34.99	36.22
1990	28.40	28.33	28.55	25.85	25.78	26.02	40.12	40.34	41.37	36.49	36.78	37.89	37.96	37.85	39.09	35.00	34.91	36.17
1991	28.36	28.30	28.51	25.89	25.83	26.05	40.08	40.35	41.39	36.54	36.83	37.98	38.10	37.96	39.16	35.15	35.02	36.25
1992	28.41	28.36	28.53	26.00	25.95	26.14	40.19	40.40	41.39	36.76	36.97	38.03	38.25	38.10	39.28	35.26	35.11	36.33
1993	28.44	28.39	28.58	26.09	26.04	26.24	40.27	40.56	41.51	36.87	37.19	38.18	38.27	38.13	39.30	35.30	35.17	36.36
1994	28.46	28.42	28.59	26.18	26.13	26.31	40.28	40.58	41.47	36.88	37.16	38.17	38.20	38.09	39.29	35.28	35.17	36.39
1995	28.51	28.46	28.63	26.31	26.26	26.44	40.30	40.59	41.53	36.93	37.21	38.26	38.04	37.98	39.17	35.13	35.08	36.27
1996	28.54	28.50	28.67	26.43	26.38	26.56	40.42	40.72	41.66	37.01	37.28	38.34	37.96	37.94	39.11	35.09	35.06	36.25
1997	28.55	28.50	28.69	26.55	26.50	26.68	40.36	40.64	41.67	36.95	37.17	38.32	38.18	38.15	39.24	35.29	35.26	36.36
1998	28.59	28.55	28.72	26.66	26.61	26.80	40.37	40.70	41.62	36.94	37.25	38.21	38.46	38.46	39.52	35.68	35.62	36.70
1999	28.68	28.64	28.82	26.81	26.76	26.94	40.51	40.75	41.70	37.08	37.30	38.33	38.74	38.63	39.76	35.96	35.83	36.96
2000	28.80	28.75	28.95	26.99	26.93	27.13	40.68	40.87	41.91	37.16	37.33	38.43	38.60	38.48	39.66	35.78	35.66	36.83
2001	28.99	-	29.12	27.17	-	27.29	40.66	-	41.74	36.95	-	38.15	38.50	-	39.43	35.74	-	36.66
2002	29.15	-	29.27	27.37	-	27.49	40.53	-	41.62	37.13	-	38.24	39.18	-	39.98	36.37	-	37.17
2003	29.42	-	29.54	27.63	-	27.74	40.81	-	41.82	37.38	-	38.48	39.44	-	40.22	36.61	-	37.40
2004	29.65	-	29.77	27.82	-	27.94	40.96	-	41.97	37.52	-	38.61	39.48	-	40.26	36.66	-	37.46
2005	29.85	-	29.98	28.02	-	28.14	41.31	-	42.28	37.79	-	38.87	39.61	-	40.40	36.78	-	37.58

資料：厚生労働省『人口動態統計』
注：75歳以上は75歳として計算している。

5. 結論

以上、婚姻および離婚の発生年齢に関する2種類の定義を用い、婚姻および離婚の状況について比較・分析を行った。その結果、次の点が明らかになった。

第1に、婚姻および離婚を分析する際に届出時年齢を用いる利点の大きさである。同居時・別居時年齢による統計は届出遅れの発生を回避できない。また、届出遅れ補正を行わなければ、統計が同居・別居の開始件数だけでなく、それらのうちで年内に届出る率によっても影響を受ける。届出遅れ補正を行う場合でも、補正方法の影響を受ける可能性がある上に、同居・別居開始時の統計的不確かさなど年齢定義以外の要素からも影響を受けるため、統計として扱いが難しい。例えば合計初婚率は、届出遅れの年齢パターンは年内届出における年齢パターンに等しいと仮定し計算されているが、本分析で示したように、届出遅れの状況は年齢により大きく異なる。届出遅れの補正方法が現実を反映していなければ、そこから計算される指標は事実を示していない可能性が高くなる。他方、届出時年齢であれば以上の問題は生じず、年齢定義のみを反映できる。

第2に、届出遅れを補正した同居時・別居時年齢による年齢別婚姻・離婚件数と届出時の年齢による年齢別婚姻・離婚件数の比較から、概ね50歳以下ではいずれの年齢定義による年齢別婚姻・離婚件数も大差がないことが分かった。このことは、実態分析においても届出時の年齢を用いた分析がある程度有効であることを示している。さらに統計的にも、届出遅れの補正が不要な分、届出時の年齢は利用しやすい。

以上から、特に年齢に関連する詳細な分析を行う際は、届出遅れの影響を受けず、かつ定義も明確である届出時年齢を用いることの有用性は大きいといえる。同居時・別居時年齢と届出時年齢は結婚・離婚を分析する上で共に重要であり、婚姻・離婚年齢について分析する際は、これら2通りの年齢定義による集計・分析を行い、両者の比較検討を基本とすることが望まれる。

参考文献

石川 晃 (1995) 「わが国における法律婚と事実婚」『人口問題研究』第50巻第4号, pp.45-56.